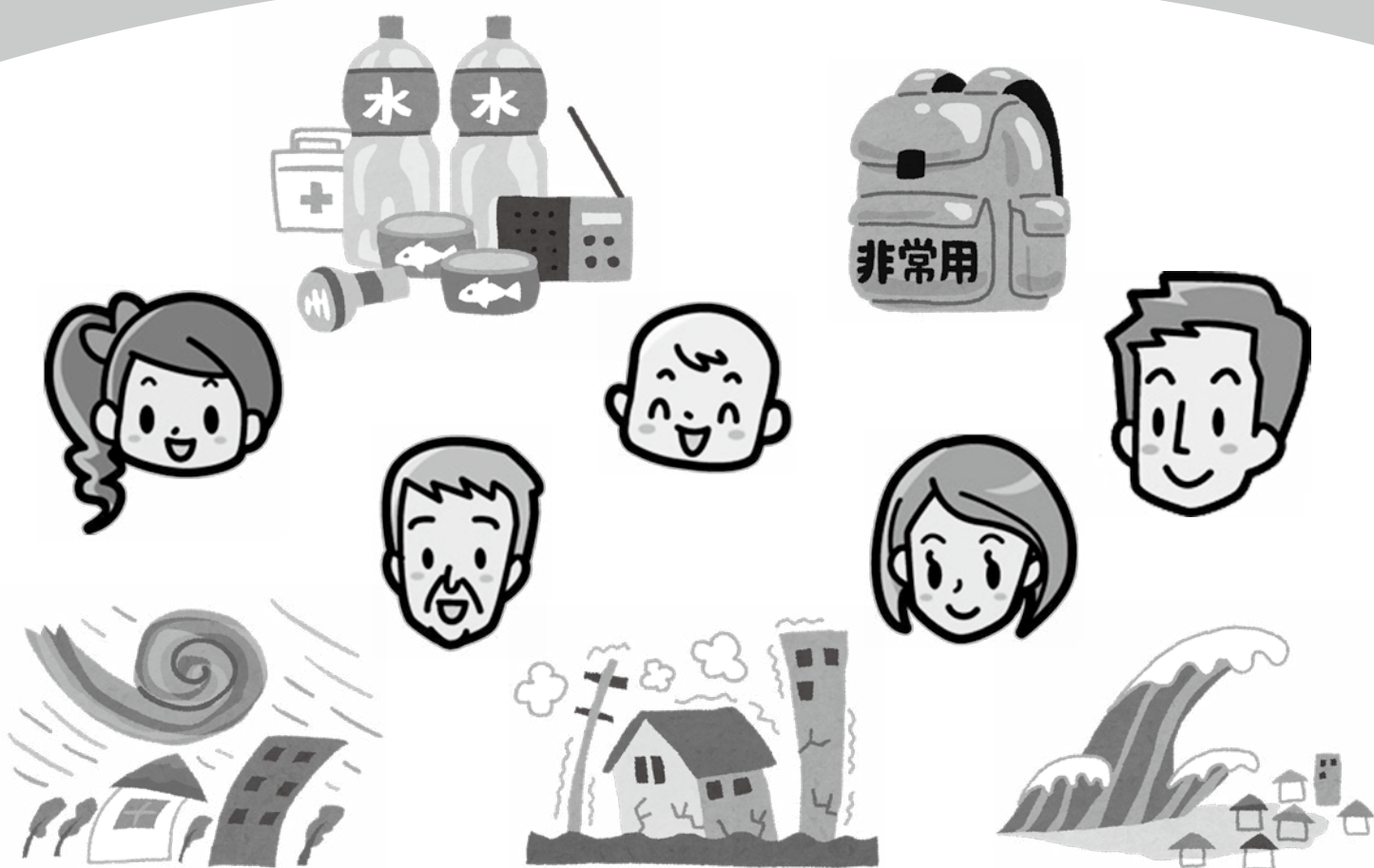


尼崎市避難行動要支援者 避難支援指針



本指針に関するお問い合わせは「福祉課」まで

(説明が必要な方は、市政出前講座(P55)をご活用ください)

電話番号:06-6489-6348 ファックス番号:06-6489-6329

メールアドレス:ama-fukushi@city.amagasaki.hyogo.jp

尼崎市(平成29年6月)

はじめに

近年、集中豪雨や台風による風水害、新潟県中越沖地震、岩手・宮城内陸地震など、全国各地で大規模な災害が発生しています。また平成23年3月には東北地方を中心とする東日本大震災、平成28年4月には熊本地震等が発生し、私たちの想像を超える大きな被害をもたらしました。

このような災害においては、犠牲者の多くを高齢者や障害者等の避難行動要支援者が占めており、避難行動要支援者が迅速に避難できるための支援体制を整えておくことが求められています。

(東日本大震災では、平成28年12月9日現在、死者15,893人、行方不明2,556人、65歳以上の高齢者死亡率が約6割を占めています。)

災害による被害を未然に防止するためには、日ごろの防災対策が不可欠であり、災害に対する備えの有無が被害の規模を大きく左右すると言っても過言ではありません。また、実際に災害が発生した場合には、行政の対策「公助」には限界があることから、避難行動要支援者またはその家族による「自助」、地域による助け合いである「共助」がきわめて重要であることは先の災害から明らかになっています。そのため、「自助」、「共助」の強化を図り、市・消防・警察などの行政機関による救助や支援である「公助」の仕組みを整え、「自助」、「共助」、「公助」がそれぞれ最大限の機能を発揮するための体制づくりを進めていくことが重要となります。

本指針は、平成25年6月に改正された災害対策基本法に基づいて、尼崎市が作成した避難行動要支援者名簿を活用した支援体制づくりを進めていくための指針として策定しています。普段からの備え、そして地域での取組等においてご活用ください。

目次

第1章 策定にあたって	1
1 尼崎市避難行動要支援者避難支援指針策定にあたって	2
2 尼崎市避難行動要支援者避難支援指針の目的	2
3 尼崎市避難行動要支援者避難支援指針の位置づけ	2
4 尼崎市避難行動要支援者避難支援指針の災害対象	3
第2章 要配慮者（災害時要援護者）・避難行動要支援者とは	5
1 要配慮者（災害時要援護者）の範囲【定義】	6
2 避難行動要支援者の範囲【定義】	6
3 要配慮者（災害時要援護者）が必要とする支援	7
4 避難行動要支援者名簿	9
第3章 要配慮者（災害時要援護者）支援に向けた基本的な考え方	11
1 支援の基本的な考え方	12
2 避難支援の主な内容	12
3 避難所等での避難生活支援	13
第4章 自助・共助・公助の役割と連携	15
1 自助・共助・公助の推進による避難支援	16
2 各主体の主な役割	17
3 自助・共助・公助の連携	20
第5章 要配慮者（災害時要援護者）の取組（平常時の備えと災害時の対応）	21
1 身近な人とのコミュニケーション	22
2 必需品、生活用品の確保	22
3 災害情報の入手手段等の確認	23
4 家屋の安全確保	25
5 災害発生時の状況の想定、必要な支援内容等の発信	26
6 災害時の対応	26
第6章 地域の取組（平常時の備えと災害時の対応）	27
1 要配慮者（災害時要援護者）の避難支援における地域力（共助）の必要性	28
2 地域における避難支援体制の確立に向けて	28
3 避難支援に向けた取組のポイント	30
4 防災訓練等の実施	31
5 避難情報等の情報伝達	31
6 災害発生時における取組のポイント	32
7 専門的かつ緊急性を要する人への支援	34
8 指定避難場所での支援	34

第7章 尼崎市の取組（平常時の備えと災害時の対応）	35
1 尼崎市の取組（平常時）	36
(1) 地域における要配慮者（災害時要援護者）への避難支援活動の促進	36
(2) 市保有情報に基づく要配慮者（災害時要援護者）情報の把握、管理	36
(3) 要配慮者（災害時要援護者）への情報伝達体制の整備	37
(4) 専門的かつ緊急性を要する人への対応	37
(5) 食料品、生活用品等の準備	37
(6) 医療的二一ズ等への対応	37
(7) 避難所の施設環境整備	37
(8) 福祉避難所等の確保	38
(9) 緊急入所等	38
(10) 社会福祉施設等との連携・協力体制の構築	38
(11) 課題解決に向けた取組み	39
2 尼崎市の取組（災害発生時）	40
(1) 災害・避難情報の提供	40
(2) 災害時の初期初動対応	40
(3) 被災後の避難生活支援	44
(4) 要配慮者（災害時要援護者）に考慮した応急仮設住宅・公営住宅の入居及び支援	46
おわりに	48
参考資料	49
語句の説明	50
避難支援 Q&A	53
避難場所一覧	56
避難行動要支援者名簿情報提供の同意確認書	58
避難行動要支援者名簿の情報提供に関する説明書	59
避難行動要支援者の名簿情報の提供の流れ	61
避難行動要支援者名簿（サンプル）	62
避難行動要支援者台帳 個票（案）	63
マイ避難プラン（兼 緊急連絡票）	64
避難行動要支援者名簿情報に関する受領書兼取扱確認書	65
避難行動要支援者名簿情報取扱者届出書	67
高齢者等見守り安心事業 見守り実施地区一覧表	69
避難行動要支援者名簿 情報提供同意者数 地区別一覧表	70

第1章

策定にあたって

第1章 策定にあたって

1 尼崎市避難行動要支援者避難支援指針策定にあたって

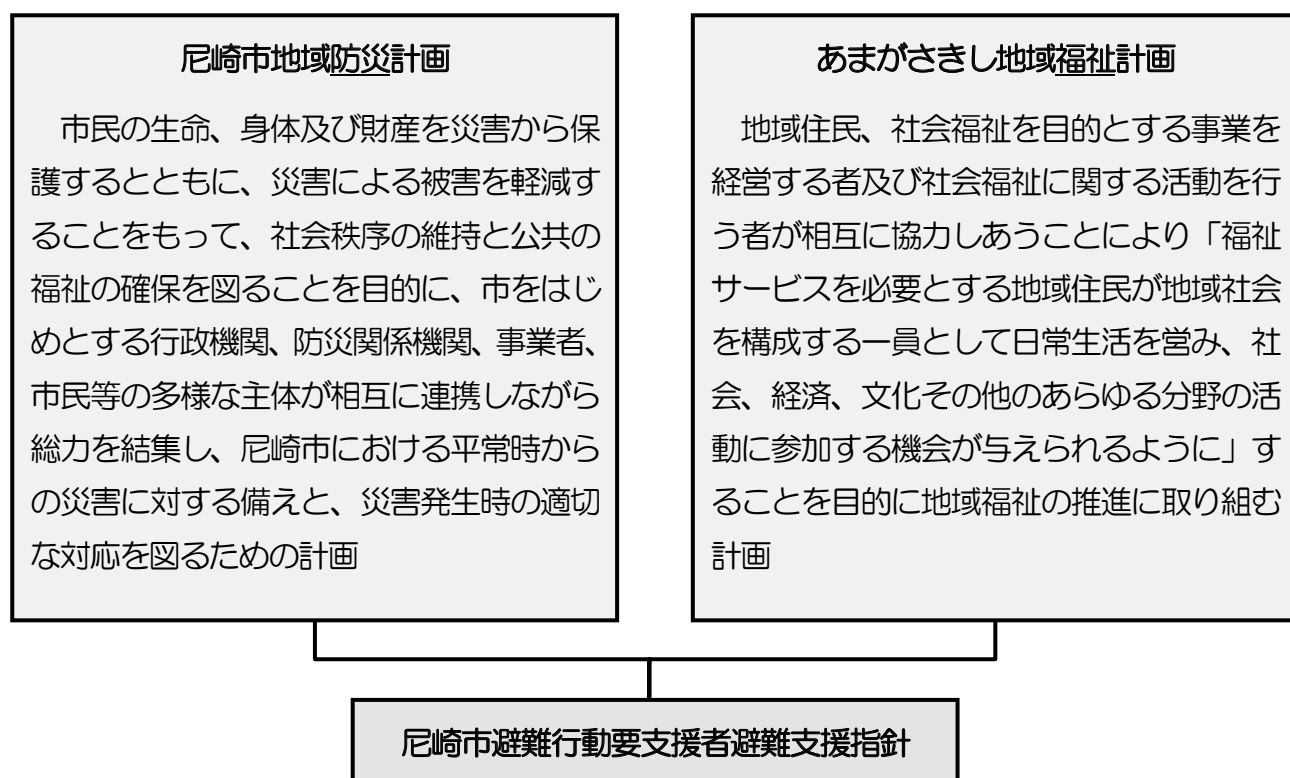
尼崎市ではこれまでに、「尼崎市地域防災計画」の主に要配慮者（災害時要援護者）への対策・対応を踏まえ、平成21年10月に「災害時要援護者支援マニュアル」を策定しました。この「災害時要援護者支援マニュアル」において尼崎市における要配慮者（災害時要援護者）支援の全体的な方向性を示していましたが、平成25年6月災害対策基本法改正を踏まえ、マニュアルの全体的な見直しを行い、より幅広く情報を記載した「尼崎市避難行動要支援者避難支援指針」を策定するに至りました。

2 尼崎市避難行動要支援者避難支援指針の目的

「尼崎市避難行動要支援者避難支援指針」は行政が行う「公助」とともに、避難行動要支援者またはその家族による「自助」及び、地域による「共助」を基本とし、風水害や地震等の災害に備え、避難行動要支援者の避難支援を迅速かつ的確に行うため、平常時から避難行動要支援者に関する情報の把握、防災情報の伝達手段・伝達体制の整備などのほか、尼崎市が作成した避難行動要支援者名簿を活用した避難誘導等の支援体制を整備することを目的としています。

3 尼崎市避難行動要支援者避難支援指針の位置づけ

本指針は、「尼崎市地域防災計画」と「あまがさきし地域福祉計画」を基に、地域における体制づくりなどの取組を具体化していくための指針となります。



4 尼崎市避難行動要支援者避難支援指針の災害対象

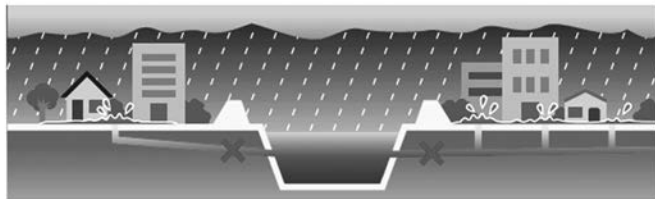
本市においても南海トラフ巨大地震・津波、台風や大雨等による猪名川・藻川及び武庫川の決壊、溢水等による洪水被害などが懸念されることから、対象地域は尼崎市全域とします。

◆ 尼崎市で想定される主な災害

風水害（洪水、内水氾濫、高潮）

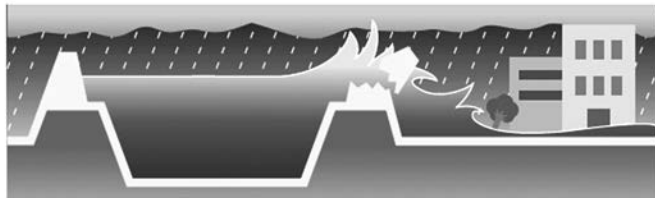
内水^{はんらん}氾濫とは

大雨によりまちの排水が追いつかず、下水管や用水路などがあふれたり、河川の増水や高潮によって排水ができず発生する浸水です。



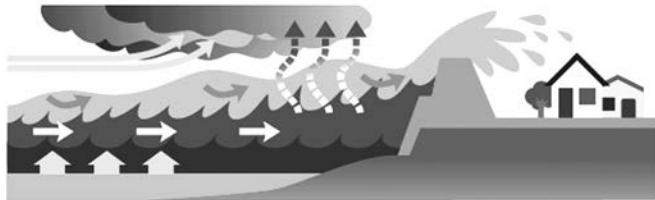
洪水^{はんらん}（外水氾濫）とは

大雨により河川の堤防が壊れたり、堤防から水が溢れたりして発生する浸水です。



高潮とは

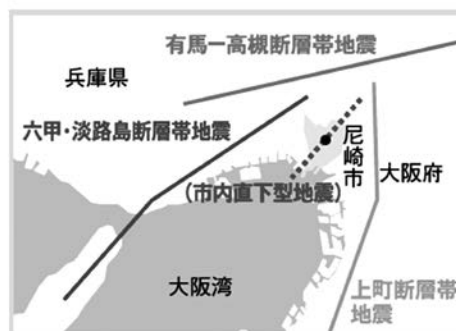
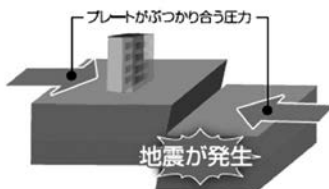
台風の到来などで、風が強く、気圧が低くなるときに潮位が高くなる現象です。長時間にわたって異常に高い潮位が続き、防潮堤をこえたり防潮堤を壊して海の水が入ると、浸水が発生します。



地震（活断層型、海溝型）

活断層地震

揺れの周期は短時間ですが、震源が浅いと震度が強くなる傾向にある地震。



市に大きな影響をおよぼす地震

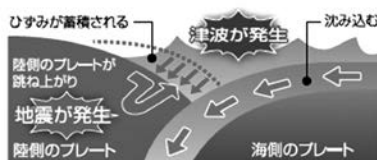
- 六甲・淡路島断層帯地震
- 有馬-高槻断層帯地震
- 上町断層帯地震

仮想地震

- 市内直下型地震

海溝型地震

ゆっくり、大きく、長時間揺れ、柔らかい地盤に立つ高層の建築物が被害を受けやすい地震。（津波も同時発生）

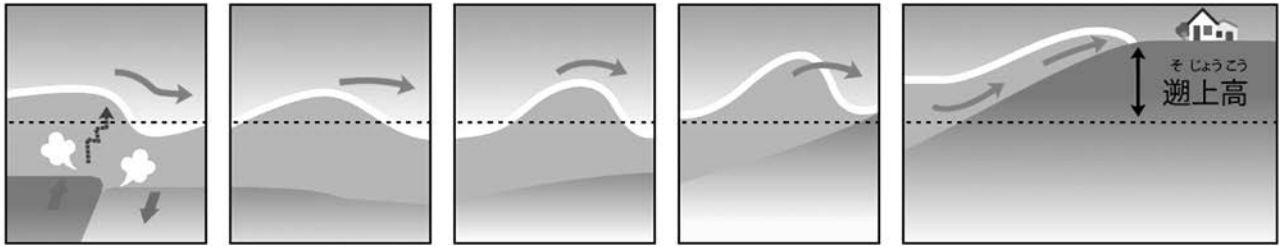


市に大きな影響をおよぼす地震

- 南海トラフで発生する地震

津波（南海トラフ巨大地震発生後、想定高4メートル、117分で第1波が到達）

海底で起きた地震が原因で、海水が陸地に押し寄せる現象を津波といいます。海外での地震で発生した津波が、市にも到達することがあります。また、南海トラフでの地震は近い将来発生が予測されており、発生する津波では甚大な被害が想定されています。地震発生後は、津波の情報に注意しましょう。



地震による海底面の隆起沈降が、海水の上下変動を起こす。

波となって四方に伝わる。

水深が浅くなるに従って波が高くなる。

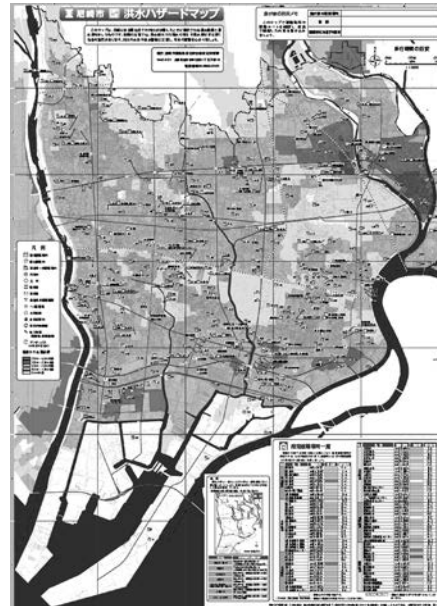
さらに海底の地形の影響で波が高くなる。

陸上へ打ち上げる。

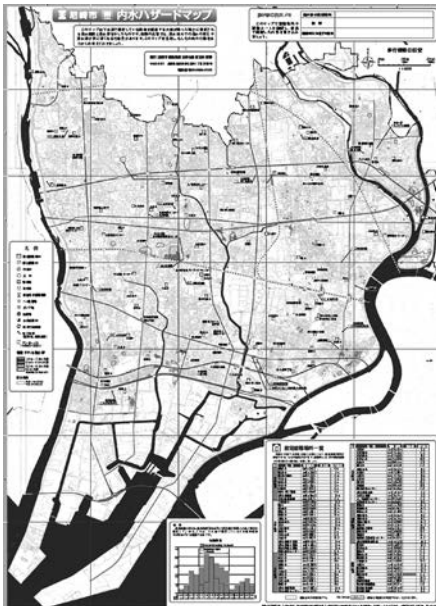
(参考) 津波ハザードマップ



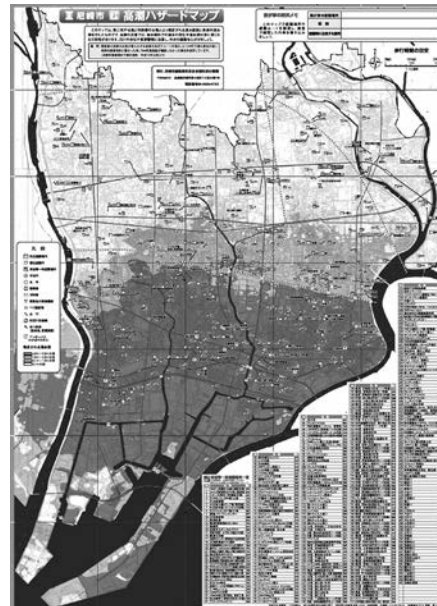
(参考) 洪水ハザードマップ



(参考) 内水ハザードマップ



(参考) 高潮ハザードマップ



※災害による被害想定やハザードマップ等の詳細は、「尼崎市防災ブック」をご確認ください。

第2章

要配慮者（災害時要援護者）

- ・避難行動要支援者とは

第2章 要配慮者（災害時要援護者）・避難行動要支援者とは

1 要配慮者（災害時要援護者）の範囲【定義】

防災上の配慮を必要とする要配慮者（災害時要援護者）の範囲は、「高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、その他の特に配慮を要する者」（災害対策基本法第8条）とし、主に次のような人を対象とします。

【対象者の範囲】 次の要件に該当する人

- ① 介護保険法による要支援・要介護認定者
- ② 身体障害者手帳を所持する者
- ③ 療育手帳を所持する者
- ④ 精神障害者保健福祉手帳を所持する者
- ⑤ 難病患者（特定医療費（指定難病）受給者等）
- ⑥ 65歳以上のみ世帯（一人暮らし・夫婦等）
- ⑦ 乳幼児及び妊産婦
- ⑧ 上記以外で特に配慮を要する者



2 避難行動要支援者の範囲【定義】

要配慮者（災害時要援護者）のうち、「災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者」（災害対策基本法第49条の10）とし、主に次のような人を対象とします。

【対象者の範囲】 次の要件に該当する人

- ① 要介護認定者（要介護3以上）
- ② 身体障害者手帳を所持する者（1，2級）
- ③ 療育手帳を所持する者（療育手帳A）
- ④ 精神障害者保健福祉手帳を所持する者（1級）
- ⑤ 難病患者（特定医療費（指定難病）受給者等）
- ⑥ 65歳以上のみ世帯（一人暮らし・夫婦等）
- ⑦ 上記以外で特に配慮を要する者
 - ・移動が困難な人
 - ・情報を入手したり、発信したりすることが困難な人
 - ・急激な状況の変化に対応が困難な人
 - ・薬や医療装置が常に必要な人 など



3 要配慮者（災害時要援護者）が必要とする支援

要配慮者（災害時要援護者）は、主に次のような支援（配慮）が必要です。

要支援・要介護認定者 ①介護保険法による	要支援認定者	<ul style="list-style-type: none"> ・身体上若しくは精神上の障害があるために日常生活における基本的な動作について、常時介護を要する状態の軽減若しくは悪化の防止に特に資する支援を要すると見込まれる状態のため認定（要支援 1～2）を受けた者であって、②以下の様々な支援が必要
	要介護認定者	<ul style="list-style-type: none"> ・身体上又は精神上の障害があるために、日常生活における基本的な動作について、常時介護を要すると見込まれる状態のため認定（要介護 1～5）を受けた者であって、②以下の様々な支援が必要
②身体障害者（身体障害者手帳を所持する者）	視覚障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚による情報入手が困難。緊迫した音声によって情報を伝え、状況説明を正確に行うことが必要 ・日常の生活圏内でも、避難が困難な場合があるため、避難支援等の援助が必要
	聴覚障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・音声による避難・誘導の指示が認識できないため、文字、絵図などによる筆談や手話等を活用した情報伝達及び状況説明が必要
	音声言語機能障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の状況等を伝える際の音声による会話が困難であるため、筆談・手話等によりニーズを聞き取ることが必要
	肢体不自由者	<ul style="list-style-type: none"> ・自力歩行や素早い避難が困難な場合が多いため、車いす等の補助器具が必要
	内部障害等	<ul style="list-style-type: none"> ・外見からは障害があることがわからず、自力歩行できる方も多いが、定期的な治療や、特定の医療機材、医薬品が必要となるため、医療機関等による支援が必要 ・障害の状況によっては自力歩行や素早い避難行動が困難で、車いす等の補助器具が必要となる場合がある。 ・人工呼吸器装着者などは電源の確保や医療機関の支援が必要 ・人工透析患者は3～4日以内の透析が必要なため、医療機関の支援が必要
③知的障害者 発達障害者 （療育手帳を所持する者）	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態等の認識が不十分な場合や環境の変化による精神的な動揺が見られる場合があるため、気持ちを落ち着かせながら、安全な場所への誘導が必要 ・コミュニケーションボードなどを活用し、絵図、文字などを組み合わせ理解しやすい方法で情報を伝える 	

<p>④精神障害者 (精神障害者保健福祉手帳を所持する者)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時には、精神的動揺が激しくなる場合があるため、気持ちを落ち着かせることが必要 ・服薬を継続することが必要であるため、自ら薬の種類を把握しておくとともに、医療機関による支援が必要 	
<p>⑤難病患者等 (特定医療費(指定難病)受給者等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・外見からは障害があることがわからず、自力歩行できる方も多いが、定期的な治療や、特定の医療機材、医薬品が必要となるため、医療機関等による支援が必要 ・障害の状況によっては自力歩行や素早い避難行動が困難で、車いす等の補助器具が必要となる場合がある。 ・人工呼吸器装着者などは電源の確保や医療機関の支援が必要 ・人工透析患者は3～4日以内の透析が必要なため、医療機関の支援が必要 	
<p>⑥高齢者</p>	<p>ひとり暮らし高齢者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・同居者がいないため、緊急事態等の情報が伝わるのが遅れる場合がある。早めに情報伝達し、避難支援することが必要
	<p>ねたきり高齢者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の状況を伝えることが困難であり、被害を受けていないかどうか、支援の必要がないかどうかを支援者側から確認することが必要 ・自力で行動することができないため、避難時は車いす等の補助器具が必要
	<p>認知症高齢者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の状況を伝えることが困難であり、被害を受けていないかどうか、支援の必要がないかどうかを支援者側から確認することが必要 ・自分で判断し、行動することが困難であるため、避難支援等の援助が必要
<p>⑦乳幼児・児童</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態の理解が十分ではなく、自力での避難や、避難そのものが困難な場合があるため、適切な誘導が必要 	
<p>⑧妊産婦</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・避難後の母体の保護及び緊急時の産科医療機関との連携が必要 ・素早い避難が困難な場合が考えられる 	
<p>⑨日本語に不慣れな外国人</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語での情報が十分理解できないため、多言語や絵図による情報提供が必要 ・文化や慣習の違いから誤解や摩擦が生じる場合があるため、十分な配慮が必要 	

4 避難行動要支援者名簿

避難行動要支援者名簿は、災害時の避難に時間がかかる人や支援を必要とする人の名簿です。災害時の避難支援や平常時からの避難支援体制づくりに活用します。そのため（避難行動要支援者）本人の同意のもと避難支援に協力いただける皆様（避難支援等関係者）に名簿を提供します。

提供する名簿には、①「氏名」、②「生年月日」、③「性別」、④「住所」、⑤「電話番号などの連絡先」、⑥「要介護度、障害程度などの支援を必要とする理由」などが掲載されます。

名簿の提供先（避難支援等関係者）は、①消防機関、②警察、③民生児童委員、④社会福祉協議会、⑤自主防災組織、⑥その他避難支援等の実施に携わる関係者（町会や自治会等の避難支援に協力いただける方）です。

【避難行動要支援者名簿の作成及び情報提供についての同意確認の流れは、次のとおりです。】

- ① 市は、行政保有情報（各課で把握している情報）を基に、情報を一元化した要配慮者（災害時要援護者）リストを作成します。
- ② 市は要配慮者（災害時要援護者）リストに登載されている方の内、避難行動要支援者の対象となる方に対し、ダイレクトメール等（避難行動要支援者名簿情報提供の同意書）により災害時等に他からの支援が必要かどうかの意思確認を行い、自らの情報を地域へ開示することについての同意を得ます。
- ③ 市は、同意を得た方の情報を整理し、名前・住所等の基礎情報を基に避難行動要支援者名簿（台帳）を作成し、避難支援等関係者に提供します。
- ④ 避難行動要支援者名簿（台帳）は、市及び地域にて定期的に更新作業を行い、情報を共有します。

<要配慮者（災害時要援護者）関係情報を保有する台帳管理担当課>

台帳管理担当課	情報源	把握対象者
介護保険事業担当	要介護認定者リスト	要支援・要介護認定者
障害福祉課	身体障害者更生指導台帳・療育手帳交付台帳	身体障害者・知的障害者
疾病対策課	精神障害者保健福祉手帳交付者リスト・特定医療費受給者リスト	精神障害者・難病患者
健康増進課	母子健康手帳交付台帳	妊婦等
市民課	住民基本台帳	高齢者のみ世帯等

第3章

要配慮者（災害時要援護者）

支援に向けた基本的な考え方

第3章 要配慮者（災害時要援護者）支援に向けた基本的な考え方

1 支援の基本的な考え方

災害発生直後など一刻を争う事態では、都市機能や消防も含め行政の機能も混乱が予想され、支援体制が整うまでには一定の時間を要します。また情報収集（被害確認、避難状況の把握等）や組織的な救助が困難となります。そのような状況のなかでは、地域の主体的な対応が最も重要であることが過去の災害の教訓として明らかになっています。

阪神・淡路大震災においては、倒壊家屋等から救出・救助された方の9割以上が、自助や共助によるものであったことから、日頃からの「向こう三軒両隣」の支え合いの延長上に、大規模災害時における避難行動要支援者への避難支援があると考えられ、国が「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」で示しているように要配慮者（災害時要援護者）の避難支援は、「自助」・「共助」が基本となります。

また、要配慮者（災害時要援護者）の避難支援の取組は、被害を未然に防ぐための備え「防災」であるとともに、万一の被害を想定した上で、少しでも被害を軽減しようとする努力「減災」を考え方の基盤に置くことが重要であり、いつ発生するか予想できない災害への備えは、日常生活の中で絶えず行わなければならない継続的な取組であり、これを地域に定着させることが必要です。

2 避難支援の主な内容

避難支援の主な内容は、① 安否確認、② 救出・救助、③ 避難誘導等です。



要配慮者（災害時要援護者）を必ず助けることができることを保証する取組ではありません。

また、支援はあくまで日頃の近隣との交流（地域コミュニケーション）に基づき、善意により行われるものであり、支援者は自分の安全、家族の安全を確保することが最優先されるもので、災害発生時において支援ができなくても、責任を負うものではありません。

3 避難所等での避難生活支援

過去の災害を振り返ると、避難生活が被災者に大きな負担をかけることが想定されます。

特に要配慮者（災害時要援護者）は、生活環境の悪化に対する適応力が十分でないことから、福祉避難所等の過ごしやすい環境を提供する、物資の支給を優先的に行う等の配慮が必要となります。

また自宅が損壊していない等、避難所に避難する必要がなく、自宅にて生活を送るケースにおいても、ライフラインの断絶等により、飲料水や食料等の支給が必要となるほか、要配慮者（災害時要援護者）の健康状態によっては、医療機関等への移送も必要となります。

このようなケースに対応するためには、要配慮者（災害時要援護者）の避難状況やニーズを的確に把握する必要があり、自助・共助・公助の相互連携が非常に重要です。

避難生活支援の主な内容については、次のとおりです。

- ① 要配慮者（災害時要援護者）の避難状況の把握
- ② 要配慮者（災害時要援護者）のニーズの把握
- ③ 避難スペースの優先的提供【要配慮者（災害時要援護者）のためのスペース確保】
- ④ 支援物資の優先的支給
- ⑤ 介助等の実施
- ⑥ 災害対策本部等を通じた関係機関への支援要請

避難場所での生活では『助け合いの心で』



- 避難場所の運営に協力しましょう。
- 避難場所では、ルールに従って行動しましょう。
- うわさや風評に惑わされず、正確な情報を確認しましょう。
- 高齢者や障害者、妊産婦などに配慮しましょう。

ペットと一緒に避難したとき

- 他の避難者への迷惑とならないよう行動しましょう。
- 人の居住スペースとペットは完全に分離することを基本とします。
(但し、身体障害者補助犬は除きます。)
- ペットの避難に必要な用具は持参しましょう。

第4章

自助・共助・公助の役割と連携

第4章 自助・共助・公助の役割と連携

1 自助・共助・公助の推進による避難支援

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">①自助の役割 (自分自身や家族)</p>	<p>自分の身は自分で守ることを基本とし、自らの確かな防災行動の実施に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災意識の維持・向上（過去の災害の教訓を忘れない） ・災害時における避難行動の事前確認 ・自らの行動を判断するために必要な情報入手手段の確保 ・日頃から近隣の方とのつながりの確保 ・地域活動（社協、自治会等）への参加 ・「避難行動要支援者名簿」への登録 <p style="text-align: right;">など</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">②共助の役割 (地域)</p>	<p>自分たちの住んでいる地域は自分たちで守ることを基本とし、個々人の防災行動を支援する地域防災力の向上を図ることに努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織の活動 ・個々の地域の実情に応じた防災情報の共有化 ・地域の防災リーダーを中心とした広報・教育・訓練の実施 ・要配慮者（災害時要援護者）の避難誘導・支援を視野に入れた訓練の実施 ・災害時における避難支援 <p style="text-align: right;">など</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">③公助の役割 (市、消防、警察、など)</p>	<p>要配慮者（災害時要援護者）の避難支援活動の促進を基本とし、防災情報の伝達・共有を迅速かつ確実に図れる体制を整えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災情報の伝達・提供の体制の構築・強化 ・避難場所等の確保と設営 ・自主防災組織、地域防災リーダーの活動支援 ・防災意識向上のための広報・教育・訓練の推進 ・個々人が的確な情報を入手できる情報提供環境の整備 ・災害時における有用な情報提供、物資の支援、救助活動 <p style="text-align: right;">など</p>

自助

- 自分や家族の命を守る
- 非常持出品を準備する
- 日頃から安全対策を行う



共助

- 地域で助け合う
- 自主防災組織へ参加する
- 自主防災訓練を実施する



公助

- 防災ブック・ハザードマップを作成する
- 防災総合訓練を実施する
- 津波等一時避難場所を指定する
- 防災に関する計画を作成する



2 各主体の主な役割

※行政を除く各主体については、できることから取り組んでいただく例示です。

主体	平常時	避難行動時	避難後
要配慮者 (災害時要援護者) 本人・家族	<ul style="list-style-type: none"> ○災害に備えた事前の話し合い ○自らの避難計画（マイ避難プラン）の作成 ○命を守るための個人情報の発信 (町会等への提供・避難行動要支援者名簿への登録) ○行事に参加するなど地域との関係の構築 ○当事者団体や支援者グループとの関係構築 ○非常持ち出し品等を備える ○薬剤・器材等の備蓄 ○避難訓練への積極的な参加 	<ul style="list-style-type: none"> ○入手しにくい薬剤・器材等を持ち出す ○かかりつけ医・利用している介護サービス等の情報を携帯 ○自主防災組織や避難支援者に自ら連絡をとって避難 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所管理者等にニーズを的確に伝える
民生児童委員	<ul style="list-style-type: none"> ○避難行動要支援者の状態を把握 ○要配慮者（災害時要援護者）の生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を実施 ○福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供、その他の援助 ○社会福祉事業者との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○情報伝達・避難支援・安否確認を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○要配慮者（災害時要援護者）の状態を把握

主体	平常時	避難行動時	避難後
社会福祉連絡協議会（連協）・単位福祉協会（単組）・自主防災会・自主防災組織（社会福祉協議会に属さない自治会・町会等）	<ul style="list-style-type: none"> ○避難支援組織の設置 ○本人・家族との連絡先等の確認 ○避難行動要支援者名簿の管理 ○防災マップ等の作成 ○避難訓練の実施、要配慮者（災害時要援護者）への参加呼びかけ ○個別支援策の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難準備・高齢者等避難開始や避難勧告等の情報伝達 ○避難行動要支援者の避難支援 ○避難行動要支援者らの安否確認 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所運営の参画 ○要配慮者（災害時要援護者）を発見した場合は避難所の管理者に通報 ○避難所における要配慮者（災害時要援護者）への配慮
社会福祉法人 尼崎市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○地域福祉活動、地域の見守り活動の支援、防災マップ等の作成 ○ボランティア育成、ボランティアセンター運営 ○地域福祉推進計画の策定・地域福祉の推進 ○民生児童委員との連携、要配慮者（災害時要援護者）への生活支援・権利擁護 	<ul style="list-style-type: none"> ○民生児童委員等による情報伝達・避難支援に対する支援 ○社会福祉事業者との連携・活動支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害ボランティアセンターの運営、ボランティアの受入れ、コーディネート ○被災福祉施設との連携・活動支援 ○生活福祉資金の貸付
消防団（員）	<ul style="list-style-type: none"> ○消防防災訓練等の実施 ○活動資器材の準備と避難路、避難場所の精通 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害活動 ○避難誘導支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○支所との連携、支援
居宅介護支援事業者 居宅サービス事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時の支援について市等と協定締結 ○利用者に対しての災害時の支援内容や避難予定場所などの名簿等の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○サービス利用者の安否確認 ○避難支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○介護・看護サービスの継続 ○避難所での介護・看護サービス提供の実施

主体	平常時	避難行動時	避難後
社会福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ○施設の耐震化等事業継続に備えた対策の実施 ○定員外受入可能人数の確認 ○福祉避難所として市と協定締結 ○利用者に対しての災害時の支援内容や避難予定場所などの名簿等の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○入居者の安全確保 ○必要に応じて他施設等へ入居者を転送 ○福祉避難所開設に協力 	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉避難所の運営に協力 ○緊急入所に対応（定員外受入等）
障害者や高齢者等の要配慮者（災害時要援護者）で組織する当事者団体や要配慮者（災害時要援護者）を支援する団体	<ul style="list-style-type: none"> ○会員等に対して、避難の際の心構えや対応方法、地域が実施する避難訓練への参加の大切さなどの啓発実施 ○災害時の情報伝達方法の検討（名簿の整備等） ○透析、電源、常備薬などの手配について、関係機関と連携を図り、非常時に備えて準備 	<ul style="list-style-type: none"> ○会員等への災害情報等伝達の実施及び安否確認 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所の運営や当事者のニーズの把握 ○会員等への各種情報の伝達実施 ○災害ボランティアセンターとの連携
行政	<ul style="list-style-type: none"> ○要配慮者（災害時要援護者）の支援に関する事項が盛り込まれた地域福祉計画の策定 ○災害時要援護者支援班の設置 ○情報伝達体制の整備 ○（福祉）避難所の指定（施設管理者等との協定締結） ○避難所となる施設の環境整備 ○食料・物資の備蓄 ○避難行動要支援者名簿の作成 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難勧告等の発令 ○安否情報の集約 ○施設の被害状況の確認 ○避難所の開設 ○食料・物資の提供 ○関係機関による連絡会議の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難状況把握 ○被災者トリアージの実施 ○ローラー作戦の実施（在宅避難者の把握） ○必要に応じて専門家チームを投入 ○介護サービスの提供調整 ○県等に応援要請

3 自助・共助・公助の連携

地域住民との協働による支援体制づくり等の過程を通じて、自助・共助・公助が織り成す助け合いの和（輪）＝共助社会が広がるとともに、地域における助け合いの中で新たな出会いが生まれ、さらには親交が深まることを期待しています。

自助・共助・公助の連携（平常時）

